

『陰陽道旧記抄』と『中世日本紀』について

室田辰雄

〔抄録〕

陰陽道において、儀礼や天文・暦といった知識の保証されたものは、本書、本条とよばれる典拠であった。それは時代を経るごとに増え、新たな禁忌や儀礼の典拠とされた。sの中でも鎌倉前期成立の安倍家の陰陽書『陰陽道旧記抄』には二種の神話が収録されている。一つは院政期の歌論書などに散見される「日本記」である。中世において読み替えられた「日本記」が伊勢神道や密教のみならず、陰陽道にも取り入れられ、祓の起源として説かれていることが本書の「日本記」の特徴であった。もう一方の仏典

に散見される「須弥四域経」は、『日本書記』ではないものの、「日本記」のバリエーションとして諸宗教に読み替えられていた言説であった。本書においても天体の起源を語る為に典拠とされていた。これらの事は陰陽道の典拠に「中世日本紀」を含むことが可能であることを示している。

キーワード 『陰陽道旧記抄』、「中世日本紀」、安倍家

はじめに

九〜十世紀に成立した陰陽道は、式占・祭祀・天文・暦といった技術を朝廷から貴族層へと活動を広げていた。それら技術の典拠としたのは、大陸伝来の漢籍及び、陰陽道の上臈が本書、本条として認めた典籍であった。代表的なものとしては式占においては『五行大義』

『金櫃経』。暦においては『大唐陰陽書』。天文においては『晋書天文志』などといったように定められた典籍があった。祭祀においても同様であり、『董仲舒祭法』『葛仙公祭法』『陰陽書』が典拠とされた。山下克明氏によれば、陰陽道祭祀の典拠は「五行家のみならず儒家・道家・異説家・密教と幅広い分野にわたっていることであり、このことから陰陽道の祭祀は、中国の民族的諸祭祀を記した各方面の典籍か

ら、その時代の社会的要素に基づいて順次採用されていったもの」であるとして⁽¹⁾いる。つまり、時代を経るに随って陰陽道の典籍が増大、変容することを示している。事実、祭祀の数は院政期から鎌倉期にかけて増大しており、祭祀・儀礼を興す際に、新たに取り入れた典拠や言説があつたことが伺えるのである。その一つの例として『陰陽道旧記抄』(以下『旧記抄』と称す)に見える「中世日本紀」と見なされるテキストを紹介する。『旧記抄』の詳細は後述するが、鎌倉前期の陰陽道が多様な言説を有し、当時の神仏習合信仰や歌学書からも影響を受けつつ、中世前期の独自の陰陽道が生成される過程が明らかになると考えられる。

1

伊藤正義氏によれば中世日本紀と呼ばれる言説は「日本記曰」という形で院政期の歌学書などに確認できるようになる。その後中世神道や文芸に大きな影響を与えた注釈活動とされる。また、阿部泰郎氏によれば、歌学書から、仏典、文芸書に至るまで影響を与え、『平家物語』に見える宝剣説話のように王権護持を保証する言説やそれに伴う即位灌頂などといった儀礼に深いつながりを持つ言説へと広がりを見せた。また、仏典を典拠にする際にも、架空のテキストを用いて典拠とみなすことも、広く中世日本紀的言説の範疇とみなされるようになった。⁽³⁾これから紹介する記事は、中世の陰陽道の一側面、及び中世日本紀の広がりを考える上で興味深い記事といえる。

承久年間(一二一九—一二二二)に成立し、安倍孝重周辺の人物の手によるものとされる『旧記抄』に六月祓に関して次のような一文がある。

六月祓事

日本記云、天照太神御孫室孫命、葦原、

中津国^カ欲為王、彼国蚩火元神及蠅声邪

鬼多シト云ヘリ、凡如夏蚊乱悪神^カ有

也、是^カハラヘナムトテ六月祓、瓜ルナ

リ、万葉集云、和籬祓、云ナコシノ

日本記云とし、天照太神御孫命即ち、天津彦彦火瓊瓊杵尊が葦原中津国に下つた際、蚩火元(光)神・蠅声邪神といった悪神が多いので、これらの悪神達を祓うことから六月祓が行なわれるようになったとしている。また、後半の和籬祓については、「ナコシト云ハ、タトヘハナコムト云心敷、即和籬ハ鬼ヲナコムル心敷」と『旧記抄』に見え、和籬祓は鬼を鎮める儀礼であり、ナコシ即ち夏越祓であることを述べている。

六月祓、即ち大祓(夏越祓)についての起源を『日本書紀』巻第二、天孫降臨の記事に求めているが、原典そのものを引用しているわけではない。同様の記事が十二世紀前半成立の『日本紀竟宴和歌』左注や『俊頼髓脳』⁽⁴⁾「古今序注」といった歌論書に見え、その中でも、『俊頼髓脳』を見ると、

さばへなすあらゆる神もおしなべてけふはなごしのはらへといふなり

この歌は、拾遺集の歌なり。さばへといふは、あらし神の、さばへのごとくに、多く集まり、人のために、たたりをなす。これを、はらへなごめてなむ、世はよかるべきといひて、水無月のつごもりの日は、はらへなごむるなり。それを、この事のおこり、日本紀にみえたり。あまてる御神のすゑ御神を、あしはらの中つ国の、君とせむとする時に、その国に、さばへなす悪しき神たちあり。また草木みな、ものいふ。

《以下略》

このように、夏越祓の起源を説いており、『旧記抄』と同様の認識に基づいて「日本記」を起源として、夏越祓を説いていたことが伺える。また、同様に『日本書紀』本文を引用していない。このことは、『日本書紀』原典を直接引用したわけではなく、神代上代の物語という位の曖昧な用法であったとされる。この「日本記」の用法こそが中世日本紀と呼ばれる言説であった。つまり『旧記抄』も「日本記」を典拠とみなす中世の思想運動の影響下にあったことが伺える。問題は祓の実践者たる安倍家がこの言説を取り入れたことである。このことがどのような意味を持つのであろうか。

まず、祓と陰陽師の関係について、小坂眞二氏、岡田莊司氏の先行研究に拠って述べると、大祓は大宝律令（七〇二）から正式な宮中儀礼となった。当時大祓は神祇官の職掌であったが、平安中期から穢れの影響を避ける為に陰陽師の職掌になったとされる。大祓において神祇官である中臣氏が大祓詞をあげる。一方、天皇や皇后・皇太子に対し御贖儀という儀礼の中で東西文部が刀剣を持し、「東文忌寸部猷横

刀時咒」を唱えられた。大祓詞が国家の罪穢を祓うことに対し、天皇といった個人の身体の罪穢を祓う。この文言に道教的要素が強いことから、後に陰陽道が祓を担う要因であったことが伺える。平安中期から公的な性格を持つ大規模な七瀬祓から個人を対象とする河臨祓が派生した。河臨祓は「陰陽道祭用物帳」や「反閉部類記」といった鎌倉前期から南北朝期にかけて成立した安倍家の次第書によれば、呪詛祓との認識があった。つまり安倍家においては、祓は呪詛氣を祭主の身体から除去するための儀礼であるとの認識があったことが伺える。

陰陽師にとって祓そのものについて、『阿婆縛抄』「六字河臨法」に安倍宗明の説として、祓や祭は「董仲舒」に拠るものとの認識があった。「董仲舒」は陰陽道の典拠として重要視されていたようであり、『董仲舒祭法』という典籍が、高山祭や火災祭、代厄祭の典拠として用いられていた。また鬼気祭も「董仲舒曰」として典拠とされた。董仲舒は前漢武帝期に活躍した儒者であり、天人相関説を大成した人物として著名である。一方で陰陽師側も祓は元々陰陽道のものでなかったという認識があった。『阿婆縛抄』「六字河臨法」に陰陽生重盛が陰陽道側の中臣祓注釈書とされる『注中臣祓』（佚書）を引用し、素盞烏尊が天津罪を犯した際に天兒屋命が解除を行ったことが中臣祓の由来であるとしている。さらに、天文博士弘賢（安倍広賢のことか）が中臣祓は春日明神が異国の敵を倒すために作ったものであるとしている。無論、中臣祓と河臨祓は同一視すべき事象ではないが、中臣祓に諸説ある理由は考慮する必要があると思われる。その要因の一つとして先述した中世日本紀の問題もあると思われる。

また、中臣祓に関して様々な言説があった要因として、安倍家内部の対立があった可能性もある。『旧記抄』を書いたとされる安倍孝重は安倍泰親の孫に当たる。いわば嫡流にあたるが、國隨は晴明の孫時親の二男であり、宗明とその子広賢は晴明の嫡子吉平の四男、奉親の系譜に当たるため庶流である(系図参照)。

以上のように陰陽道と祓は深い関係にあったと共に、安倍家内部でも様々な言説があったことがわかる。次に『旧記抄』では祓がどのように認識されていたか確認する。徐服に関して、七瀬祓については川合瀬、松先、東鳴瀧、石蔭、西鳴瀧、耳敏川、大井川といった広範囲で行なわれる祓の霊所が記述されている。また、大祓に関しては、服喪や肉食等といった穢れに関わる禁忌、服喪を除く為の祓を行なう際には三鏡方(大將軍・王相・天一・太白等)の方角を避けることなどが記されている。他にも、寅日に神事は忌むが祓は忌まないことを挙げている。この言説を生み出した背景には、鎌倉前期に様々な祓の形態が行われたことも無関係ではないだろう。『山槐記』治承二年(一一七八)十月十日条には眼病治療のため「千度御祓」といった度數祓を陰陽師が行っている記事が確認でき、『承久三年具注曆』紙背文書には陰陽師が行ったものと思われる荒神祓の記事が確認できる。⁽⁹⁾度數祓は陰陽道の祓とされ、院政期から行われ始める。一方、荒神祓は当初、勝尾寺の僧によって行われていた。⁽¹⁰⁾新たな祓を創始、導入する際に、新たに言説を取り入れる必要があったと思われる。

その中でも祓自体は元々神祇官が行っていた儀礼であるため、「日本記」に起源を求め、権威付けを図ったと思われる。その他に陰陽道

において「日本記」を典拠とする例を挙げると、賀茂家の曆注書『陰陽雜書』の番外部に、

上巳祓

桃花水之時、鄭國之俗、三月上巳、於湊浦兩水上、執蘭招魂續魄、祓除不祥也。〔韓詩外傳〕

雄略天皇元年三月上巳、幸後苑曲水宴、是時喜集卿大夫為宴、群

臣類稱萬歲。〔日本記〕

六月祓 宮城大門、始被行之。

天武天皇三年六月晦日、於宮城南路大祓。大臣以下五位以上、就

幄下座、百官男女志會。〔日本記〕

卯杖事

《前略》

持統天皇三年正月、天皇朝萬國于前殿。乙卯、大学寮獻御杖八十枚。

「卯杖事」については『日本書紀』にもその記事が確認できるが、祓に関しては当該記事が見当たらない。中村璋八氏によって翻刻、解説された『陰陽雜書』の頭注によれば、院政期から鎌倉初期にかけて成立した『師遠年中行事』『年中行事秘抄』にその記事が確認できる。⁽¹¹⁾

『陰陽雜書』はこれらの典籍を利用していたことが伺えるが、「日本記」を典拠と見なした背景には、直接原典に拠らず、「日本記」として読み替える影響下にあったことを示している。また、「日本記」が祓に關しての典拠として重視されていたことがわかる。ただし、陰陽道において、典拠となすテキストは基本的に大陸から輸入された道教書、

陰陽五行書などの漢籍及び、それらに基づいて日本で著された『占事略決』や『曆林』などの典籍であり、撰関期の陰陽道から見れば異例であると思われる。⁽¹²⁾ 事実、院政期までは「董仲舒」に拠っていたとされる。では、『旧記抄』が成立した承久年間においては問題であったのだろうか。次に『旧記抄』が、どのような文献が典拠としていたか述べる。

2

『旧記抄』において次のような典拠が確認された。

先に触れた日本記、万葉集の他に、中国の書籍では、堪余経、百忌曆、新撰陰陽書、帝王秘籙、尚書曆、六甲占、黄帝妙心経、大橈経、集霊金櫃経、金匱経、大史百忌曆、天地瑞祥志、枢機経、斬開卦状、三交卦、毛詩、纂要、史記亀策伝、群忌隆集、礼記経解注、礼記月令卷、礼記祭法卷、朝野僉載、左伝、六軍鏡、八專経、大橈序、黄帝経、金匱経式義

基本的には従来典拠としていた典籍が確認できる。或記なる書物も確認できるが、詫間直樹氏によれば『江談抄』巻三ではないかとしている。⁽¹³⁾ 全文をあげると、

或記云、備後守到忠天曆御時為藏人、召天文博士保憲。有被召仰事、到忠為御使往反之間、粗以知天文事云々、其後於厠对人^天 聊語天文事之時、忽有射者、其箭中柱、即到忠驚云、吾於厠猥語天文之故、螢惑星射吾也、而今年祭木星、依彼助中柱也云々

この記事は天文に関わる部分である為、引用したとされる。大江匡房は天文や六壬式占などの陰陽道の知識を有していた学者であったが、対立していた儒者の意見を受け入れる体制が鎌倉前期の安倍家にあつたことが伺える。

『尚書曆』や『金櫃経』といった陰陽道本来の典拠も見えるが、撰関期から院政期にかけて陰陽道において問題とされた書物が確認できる。『礼記』は十一世紀に中原恒盛が魂喚を行った際、上臈の陰陽師から本書に見えず、清原頼隆が『礼記』に見えるところとした典拠である。『百忌曆』は十二世紀に大外記清原定俊が金神の禁忌を取り込もうとして典拠としたが、安倍泰親・賀茂道言に、上古即ち先例に見えず、陰陽道では用いないとして否定されている。

『礼記』『百忌曆』といったテキストは院政期まで陰陽道の本書としては認定されていなかった。本書とはこの場合、本書は陰陽道において祭祀や儀礼、曆注といった活動の典拠としていたテキストであり、院政期入りまで、一定のテキストが定められていたと思われる¹⁴。

又、『須彌四域経』、『造天地経』、『法華文句』といった仏典が確認できた。この内、『須彌四域経』『造天地経』は中国撰述經典であり、現存しているか定かではない。⁽¹⁵⁾ これら仏典を典拠にしている記事を引用すると、

□^三光【日月星、又三辰、】
□^四觀世音為宝光、月得大勢作明月、星虛空藏号普光、
說云、天地初開之時、未有日月星辰、有
天人来下照臨、爾時人民多生苦惱、於是

阿弥陀仏遣二菩薩、一名宝心声、二名宝

吉祥、即伏羲・女媧也、共相議向第七天

取七宝、来造日月星辰廿八宿照天下、所

以日月星宿、西行一切人天、尽稽首阿弥

陀仏是也、「出須弥四域経・造天地経等并法华文句等略抄」

三光(日月星)の説明として、日は觀世音が宝光菩薩とし、月は得

大勢菩薩が明月菩薩とし、星は虚空蔵如来が普光菩薩とした。その由

来として、天地が開き、日月星辰が無い頃に、阿弥陀仏が宝心声菩薩、

宝吉祥菩薩を第七天に遣わし、七宝を持ってきたことにより、日月星

辰が生まれたと説く神話を挙げてゐる。興味深い点として、阿弥陀仏

の二菩薩が伏羲・女媧という中国の創生神話に関わる神と一体化され

ている点にある。古代中国では、道教の影響下で仏教が解釈され、

この神話もそういった動向の中で創作された神話であるとされる⁽¹⁶⁾。詫

問氏によれば、『二中歴』乾象歴に同文が掲載されており、「三光」か

ら「五星」までの記述と、「大歳」から「三伏」までの記述が合致し

ていることから、『旧記抄』と『二中歴』の関連性を指摘している⁽¹⁷⁾。

また、三光の起源を説く同様の神話は天治元年(一一二四)頃成立で

三善為康(一〇四九〜一一三九)編『掌中歴』にも確認できる。『二

中歴』は『掌中歴』と『懷中歴』を合わせて編集されたものだとされ

ているが、『旧記抄』と『二中歴』のどちらが先に成立したか不明で

あるが、どちらかが『掌中歴』の記事を踏まえて記されていたと思わ

れる。三善為康は『朝野群載』を編纂しており、陰陽道に關しても知

弥陀仏に關わる神話を引用したと考えられる。

この神話について伊藤聡氏によれば、同様の神話が『広弘明集』卷

第八所収の道安『二教論』(五六九年成立)、道綽(五六二〜六四五)

『安樂集』卷下、法琳(五七二〜六四〇)『弁正論』卷五にも見られる⁽¹⁸⁾。

また、赤松俊秀氏によって一遍の著作と推定された『彌陀觀音勢至等

文』にも『安樂集』下所収『須彌四域経』を引用しつつ先述の神話を

挙げ⁽¹⁹⁾、

彌陀悲智・觀音・大勢、西天^二成應聲・吉祥、晨旦^三化伏羲弓・

女媧日本^四、變伊裝議・伊裝册卜一、各治天下、利衆生、皆是彌陀

大慈悲・二菩薩所作而已

として三国世界觀の中で位置付けを示し、阿弥陀仏の功德により日本

が生まれたことを示唆している。

密教の文献では亮禪(一一五八〜一三四一)の『白宝口抄』や澄円

の『白宝抄』といった儀軌書に「須弥四域経曰」として、

婦命日天子 本地觀世音 為度衆生故 普照四天下

婦命月天子 本地大勢至 為度衆生故 普照四天下

という偈文が見られるようになる。このように「須彌四域経」も本文

引用を行わず、中世の「日本記」の如く引用されている。この偈文

が後に伊勢の天照大神と十一面觀音を同体と見る説に發展することを

伊藤聡氏は指摘している⁽²⁰⁾。

伊勢神道では「須弥四域経」を天照と十一面觀音同体説に組み込み、

浄土教は阿弥陀仏の功德を説く根拠とし、安倍家では天体の起源を説

く為に取り入れたのである。つまり、陰陽師も伊勢の神官や、密教僧、

浄土教僧と同じ言説を有していたものの、互いの目的の為に使用されている。ここで留意しなければならないのは、『旧記抄』がどのような性格を有する陰陽道書であるかという点である。『旧記抄』の解題、翻刻を行った詫間氏によれば、「注釈書もしくは類書のような形式」としている。⁽²¹⁾つまり安倍家の口伝や家伝、及び様々な言説を蒐集した書物であるといえる。

天文道の宗家たる安倍家が天体の起源を語る理由は理解できるが、何故、従来典拠としていた『晋書天文志』などの漢籍を使わずに仏典に基づく神話を取り入れたのであろうか。その要因としては宿曜道や北斗法や北斗供などの密教星辰供が院政期から流行することが考えられる。⁽²²⁾つまり、天文を掌る安倍家に対し競合相手が現れたことにより、仏教神話を取り入れたといえよう。『陰陽雑書』には北斗七星や九曜に本地仏が設定されており、密教や宿曜道の言説を陰陽道が取り入れた事が伺える。

陰陽師たちが危機感を抱いたかは定かではないが、従来の漢籍のみではなく、様々な言説を取り入れる必要はあったであろう。そのため、これら仏典を学ぶ必要があったのではないだろうか。又鎌倉後期に編纂されたとされる賀茂家の次第書『文肝抄』には荒神、加利底母、宇賀神といった顕密仏教と関係の深い神格の祭法の次第が見られる。⁽²³⁾さらに、『陰陽雑書』において年中行事書『本朝月令』を引用し、天狗の祭り方を記述している。つまり、従来の漢籍を中心とした典籍のみに典拠を求めるのではなく、常に陰陽道に典籍が取り込まれている事を示している。その要因は社会の変化によるニーズの変化に伴う多様

性といったことが考えられる。その中で、中世社会で広まっていた「日本記」として読み替えられた言説を典拠として用い、陰陽師の知識や儀礼の保証としていた。その事は「日本記」が和歌の典拠や王権護持の為の言説として用いられたのみでなく、陰陽道の儀礼や知識の起源を物語るための「神話」でもあった。

〔注〕

- (1) 山下克明『平安時代の宗教文化と陰陽道』岩田書院 一九九六年
- (2) 村山修一『日本陰陽道史総説』塙書房 一九八二年
- (3) 中世日本紀・中世神話に関する研究は、伊藤正義「中世日本紀の輪郭——太平記における卜部兼員説を巡って——」『文学』一九七二年十月号 岩波書店 一九七二を始めてとして、阿部泰郎「『日本紀』という運動」『国文学 解釈と鑑賞』六十四巻三号 一九九九年。桜井好朗「儀礼国家の解体」を主に参照。中世神話に関しては山本ひろ子「中世神話」(岩波新書 一九九八年)。「神話と歴史の間」(『歴史を問う1 神話と歴史の間で』岩波書店 二〇〇二年)。中世神道及び中世日本紀を扱う全体的な研究として伊藤聡・遠藤潤・松尾恒一・森瑞枝編 日本史小百科「神道」(東京堂出版 二〇〇二年)、末木文美土「中世の神と仏」(山川出版社 二〇〇三年)、『日本宗教史』(岩波書店 二〇〇六年)、斎藤英喜『読み替えられた日本神話』(講談社現代新書 二〇〇六年)を参照。
- (4) 『日本紀竟宴和歌』(西崎亨編『日本紀竟宴和歌 本妙寺本 本文・索引・研究』翰林書房 一九九四年)、『古今集序注』群書類従和歌部
- (5) 小坂真二「襖被儀礼と陰陽道」(『早稲田大学大学院研究科紀要』別冊3

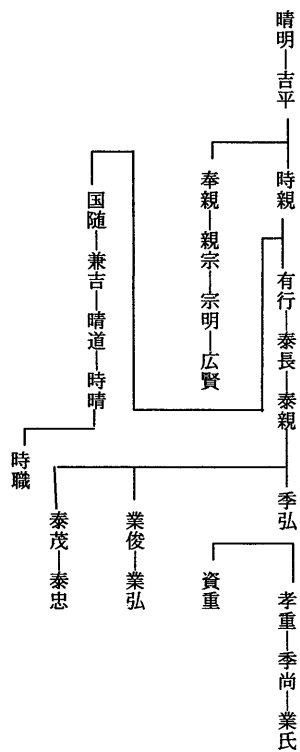
- 一九七九年)。岡田莊司「私祈禱の成立」(『陰陽道叢書2 中世』名著出版 一九九三年)
- (6) 斎藤英喜「大祓と御贖儀」(斎藤英喜編『日本神話 その構造と生成』有精堂出版 一九九五年)
- (7) 小坂眞二「陰陽道祭用物帳」(『民俗と歴史』六号 一九八〇年)、山下克明「若杉家文書『反問作法并作法』『反問部類記』」(『東洋研究』一六四号 二〇〇七年)
- (8) 大正藏因像部九卷『阿婆縛抄』「六字河臨法」。『阿婆縛抄』「六字河臨法」に關しての研究は、岡田前掲(5)、渡部真弓「神道と日本仏教」ペリカン社 一九九一年。
- (9) 史料大成『山槐記』。「承久三年具注曆」紙背文書一月二十六日条。「承久三年具注曆」紙背文書は、山下克明「『永久三年具注曆』の考察」(『東洋研究』第127号 二〇〇〇年)に寄る。
- (10) 度教祓に關しては岡田米夫「大祓詞から中臣祓詞への変化」(『山田孝雄追憶 史学語学論集』宝文館出版 一九六三年)岡田前掲(5)を参照。荒神祓に關しては、鈴木佐内「荒神祓と荒神供—荒神和讃の背景—」(『智山学報』四十一 一九七九年)、金本拓士「荒神信仰の一考察—荒神が竈神と何故みなされるのか—」(『新義真言教学の研究』大蔵出版 二〇〇三年)、拙稿「『文肝抄』所収荒神祓に關する一考察」(『佛敎大学院院紀要』二〇〇七年)を参照。
- (11) 『陰陽雜書』は院政期に賀茂家榮が撰したとされるが、前半部と後半部の引用されている典籍の性格の違いや、番外部の存在により、尊経閣本の翻刻・紹介している中村璋八氏(『日本陰陽道書の研究』汲古書院 一九九八年)によれば家榮が撰した後に、二回に渡って増補されたこと可能性あることを指摘されており、成立が十四〜十五世紀まで下る可能性がある。
- (12) 山下前掲(1)
- (13) 詫間直樹・高田義人編『陰陽道關係史料』汲古書院 二〇〇一年
- (14) 魂喚に關しては山下前掲(1)、金神の禁忌に關しては金井徳子「金神の忌の発生」(『陰陽道叢書 古代』名著出版 一九九一年)を参照。
- (15) 牧田諦亮「偽経研究」京都大学人文科学研究所 一九六七年
- (16) 牧田前掲(15)
- (17) 詫間前掲(13)
- (18) 伊藤聡「中世神道説における天照大神—特に十一面觀音との同体説を巡って—」(斎藤英喜編『アマテラス神話の変身譜』森話社 一九九六)以下「須弥四域経」に關する問題は伊藤聡氏の論に依る。
- (19) 赤松俊秀「鎌倉仏敎の研究」平楽寺書店 一九五七年
- (20) 伊藤前掲(18)
- (21) 詫間前掲(13)
- (22) 宿曜道に關する研究は桃裕行「曆法の研究下」(思文閣出版 一九九〇年)を始めとして山下前掲(1)、戸田雄介「宿曜道の院政期」(『佛敎大学院院紀要』第三十四号 二〇〇六年)がある。密教星辰供に關しては、森田龍僊「密教占星法」一九七四年 臨川書店。速水侑「平安貴族社会と仏敎」(吉川弘文館 一九五七年)。山下前掲(1)を参照。
- (23) 拙稿前掲(10)

【二次資料】

- 『陰陽道旧記抄』(詫間直樹・高田義人編『陰陽道關係史料』汲古書院 二〇〇一年)
- 『俊頼髓腦』(新編古典文学全集『歌論集』小学館)
- 『陰陽雜書』(中村璋八『日本陰陽道書の研究』汲古書院 一九九八年)
- 『彌陀觀音勢至等文』(赤松俊秀「鎌倉佛敎の研究」平楽寺書店 一九五七年)

〔資料〕

「安倍氏系図」(『医陰系図』及び『尊卑文脈』を基に作成)



(むろた たつお

文学研究科仏教文化専攻博士後期課程)

(指導: 斎藤 英喜 教授)

二〇〇七年十月十一日受理